

交流センターの利用について

町では、町民の健康と福祉の増進並びに教養の向上を目的として「交流センター」を運営しています。(南関町小原1408番地)

交流センターでは入浴施設と、会議等ができる大広間等の部屋をご利用できます。

利用料金や利用方法は以下のとおりです。

区分	入館料		入浴料
	9:00~16:00		9:30~19:00
町内居住者	乳幼児(就学前児童)		無料
	6歳以上~中学生以下		50円
	一般(60歳未満)		100円
	60歳以上		100円
町外居住者		100円	200円

※営利目的等でのご利用はできません。



- 部屋のご利用については、事前に部屋の空き状況を交流センターで確認し、「使用許可申請書」で申請をお願いします。
(申請書は交流センターと役場福祉課にあります)

問 南関町交流センター ☎53-2007
福祉課 福祉係 ☎57-8503

自死遺族個別相談

大切な人を自死で亡くされた方の個別相談を受けます。

1 対象者

家族やパートナーなど大切な人を自死で亡くした人で、希望する人
(自死された方の親、配偶者、兄弟姉妹、子供その他身近な関係にある方)

2 開催日時

5月11日(木曜日) 午後1時半~午後4時半

3 場所

熊本県精神保健福祉センター
(熊本市東区月出3丁目1-120)

4 参加方法

事前予約が必要です。(参加費は無料)

問 熊本県精神保健センター (電話: 096-386-1166) 平日9時~16時

自死遺族グループミーティング “かたらんね”

大切な人を自死で亡くされた方のみが参加できるミーティングです。安心・安全は守られます。皆さんのご参加をお待ちしています。

1 対象者

家族やパートナーなど大切な人を自死で亡くされた方
(自死された方の親、配偶者、兄弟姉妹、子供その他身近な関係にある方)

2 開催日時

5月25日(木曜日) 午後2時~午後4時

3 場所

熊本県精神保健福祉センター
(熊本市東区月出3丁目1-120)

4 参加方法

予約は不要。当日会場にお越しください。(参加費は無料)

子育て支援事業についてのお知らせ

【家庭内保育世帯応援金】

家庭内で未就園の子どもを保育している世帯に対して、子育てのための応援金の交付を行っています。該当する世帯の保護者は、福祉課で令和5年度の登録手続きをお願いします。交付の時期は年度末の予定です。

★交付対象者

- 次の要件すべてに該当する世帯
 - (1)南関町に住居票があり、居住している世帯
 - (2)保育所等に入所していない未就学の乳幼児を保育している世帯
(※満4ヶ月未満の乳児は対象外となります。)
 - (3)育児休業を取得していない世帯
 - (4)町税等の未納がない世帯

月額▶0歳……………1万円
▶1歳以上の未就学児…5千円

【病児・病後児保育】

荒尾市と玉名市に委託して病児・病後児保育事業を行っています。初めて利用を希望される場合は、事前に福祉課で登録の手続きをお願いします。なお対象は保育所等に入所、又は小学校に在籍している小学校3年生までの児童です。

荒尾市:病児保育施設キュービット(こどもクリニック友枝敷地内)
玉名市:病児・病後児保育施設ひだまりキッズ(くまもと県北病院敷地内)

【子育て短期支援利用(ショートステイ等)】

①ショートステイ事業

保護者が疾病や育児疲れなどで、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設で子どもを養育します。

【利用期間】連続7日以内

②トワイライト事業

保護者が仕事などで、平日の夜間や休日の昼間に、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設で子どもを養育します。

●利用施設:児童養護施設「シオン園」 住所:荒尾市荒尾4110

●利用について:事前に福祉課子育て支援係に申請が必要です。まずは連絡をお願いします。

問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503



児童扶養手当について

1. 児童扶養手当とは

ひとり親家庭や父母がいらないため父母以外の人が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

2. 支給対象者は

下記の①~⑨に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(一定の障害の状態にある場合は20歳未満)を監護し、かつ生計を同じくする父母または養育者(祖父母など)です。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

3. 手当の額

月額(全部支給) ●児童1人の場合……………44,140円
●児童2人の場合……………54,560円
●3人目以降1人につき加算額……………6,250円

手当額は、請求される人及び扶養義務者の所得金額や公的年金等の受給状況により一部支給となる場合や全額が支給停止となる場合があります。また支給額は物価変動などに応じて、毎年度改定されます。

4. 手当を受給するには

役場福祉課への申請が必要です。必要となる書類についてはお問い合わせください。



問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503